

記載要領等	使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分）
-------	--

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併又は分割した日から 2 か月以内です。